

21中地交第3号  
2021年10月14日

日本郵便株式会社 中国支社  
支社長 茂木 孝之 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
執行委員長 小野 康邦 ㊟

## 2021年度年末年始業務運行に関する要求

2021年度の年末年始繁忙は、新型コロナウイルスが猛威をふるう中での2年目の年末年始となります。社員一人一人の健康管理や、安心安全な職場環境の整備は、会社側の当然の責務であり大変重要です。また、コストコントロールによる要員や賃金の抑制は、業務の円滑な運行に多大な影響をもたらします。

土曜日休配もこの10月新たにスタートした中、初の年末年始繁忙を迎えるに当たり、正常な業務運行を確保するために以下の要求を提出しますので、1月12日までに誠意ある回答をお願い致します。

### 記

- 1、 2020年度年末年始繁忙の中国支社としての総括を明らかにすること。
- 2、 年末年始繁忙における13項目について、各職場労使委員会にて丁寧に説明すること。
- 3、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員が業研に参加するよう指導すること。またやり方について、資料配布で終わらせることなく必要な意思疎通は十分行うこと。
- 4、 コストコントロールによる過度な抑制は行わず、各職場の正常な業務運行を確保出来る、十分な要員配置並びに賃金措置を行うこと。
- 5、 土曜日休配に絡み、12月25日、12月26日、12月27日、1月1日、1月2日、1月3日の具体的な要員措置を明らかにすること。
- 6、 新型コロナ、インフルエンザ対策を中心に、社員の健康管理の徹底に最善を尽くすこと。具体的には、マスク・消毒液・うがい薬の在庫を十分確保することや、食堂・休憩室・更衣室の拡張、換気対策やソーシャルディスタンスを徹底すること。
- 7、 短期期間雇用社員に対し、新型コロナ・インフルエンザ対策について、

詳しく説明することはもちろん、業務においても必要な事前訓練を徹底すること。

- 8、 中国支社管内での新型コロナの感染状況については、逐一各局に報告し、社員周知も徹底すること。
- 9、 インフルエンザ対策として、希望する全社員に対し会社として予防接種を実施し、費用は全て会社側負担とすること。
- 10、 10月15日終了の新型コロナワクチンの職域接種について、中国支社における接種状況を社員別に明らかにすること。あわせて今後想定される3回目の接種について、再度家族を含めた職域接種を実施すること。
- 11、 他管内にて重大事故が発生したことを踏まえ、労働災害事故防止の観点から、パレットの積み下ろしについて各職場で再度指導を徹底すること。またオーバースライダーの落下事故が中国支社管内で多発している。安全基準の明確化を含めた、中国支社の考え方を明らかにすること。
- 12、 機動車について。メーターが一周（10万キロを超える）したバイクや、故障車も多くあり業務に支障が出ている。新車への更改基準を明らかにし、修理が必要なものは早急に対策を講じること。
- 13、 携帯端末機の故障が散見される。更改の可否と修理出来る物は早急に対応すること。
- 14、 年賀営業の対面販売については、コロナ感染予防の観点から十分配慮すること。
- 15、 年賀営業の販売実績が低い社員に対し、販売の強要は行わないこと。
- 16、 昨年度まで適正に年賀販売していた「エリア外」のお客様に対する営業のやり方について、中国支社の考え方を明らかにすること。
- 17、 昨年度における、中国支社管内の年賀販売枚数と引受通数を明らかにすること。
- 18、 年末年始業務運行計画（深夜勤の復活局、年賀処理における広島局、岡山局の取り扱い、2パス処理等）を明らかにすること。
- 19、 書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、基本翌日以降の再配達とすること
- 20、 連続出勤については6日以内とすること。
- 21、 1月1日から3日までの間に全社員に対し休日を付与すること。
- 22、 12月31日から1月3日までは超勤発令を行わないこと。
- 23、 深夜勤の勤務前後に超勤発令は行わないこと。
- 24、「36協定」違反を起こさないよう各局を指導すること。また「特別条項」を適用しないこと。

以上